

沖縄県難病患者(児)人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅療養する人工呼吸器を装着した難病患者(児)(以下「在宅療養難病患者」という。)の停電時における安全確保のため、在宅療養難病患者に対する人工呼吸療法を実施する医療機関等に対し、在宅療養難病患者に無償で貸与するための予備電源等の物品の購入やそれに係る必要経費について補助を行い、難病患者の安定した療養生活の確保を図る。

(事業の実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、次の(1)~(3)に該当する機関であって、知事が適当と認めるもの(以下「事業対象機関」という。)とする。

- (1) 県内に居住する在宅療養難病患者に対し、人工呼吸療法を実施する医療機関
- (2) 緊急時において人工呼吸器の保守管理事業者、訪問看護ステーション、居宅介護事業者等と連携し、在宅療養難病患者の安全確保のための指導等を行う医療機関
- (3) 県内に居住する在宅療養難病患者に対し、療養上の支援を実施する知事が適当と認める機関。

(事業の対象及び物品の品目等)

第3条 在宅療養難病患者は、次の(1)又は(2)の要件を満たす者のうち、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断され、知事が必要と認めた者とする。

- (1) 沖縄県指定難病医療費助成制度の対象となっている者
- (2) 沖縄県小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている者

2 物品の対象及び使用条件は、下記のとおりとする。

- (1) 停電による人工呼吸器の停止が在宅療養難病患者の生命の維持ないしは疾患の状態に重大な影響を及ぼすおそれがある場合において、当該患者の安全確保のために必要とされる物品とする。

なお、①人工呼吸用外部バッテリーについては、その使用により人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれのないものであること②自家発電装置については、原則として外部バッテリーの充電を目的とするものであること(人工呼吸器の製造販売業者により人工呼吸器の駆動のための電源として使用が認められているものはこの限りでない。)とする。

- (2) 取得した物品は、事業対象機関から人工呼吸療法を実施する在宅療養難病患者に無償で貸与すること。
- (3) (2)の貸与に当たっては、事業対象機関から当該在宅療養難病患者若しくは患者の介護を行う家族等に対し、使用方法の説明及び使用上の注意等必要な指導を行うこと。
- (4) 物品の取得に際して、事業対象機関は、事前に無償で貸与する予定の人工呼吸療法を実施する難病患者若しくは患者の介護を行う家族等から同意を得ていること。

(本事業の実施方法)

第4条 第3条に該当する者で、同条第2項の物品の貸与を希望する者は、事業対象機関に次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。

- (1) 個別申請書（医師の在宅療養可能である署名含む）（様式1）
 - (2) 特定医療費（指定難病）受給者証（写し）又は小児慢性特定疾病医療受給者証（写し）
 - (3) 自家発電機貸与に係る同意書（自家発電装置申請者のみ）
- 2 申請を受けた事業対象機関は、患者の状況を把握し、物品貸与の適否を決定する。

（本事業の終了）

第5条 事業対象機関は、購入した物品が耐用年数を経過する等、物品の劣化が認められた場合は、事業（貸与）を終了とする。

（県の補助）

第6条 県は、事業対象機関がこの実施要綱に基づいて実施する事業の為に支出する経費について「沖縄県難病患者人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

（報告・台帳の整備）

第7条 事業対象機関は、物品購入の状況を把握するため、台帳を整備するとともに、貸与中の物品及び廃棄等で事業（貸与）終了となった物品について、その使用及び廃棄の状況等を年度ごとに取りまとめ、翌年度4月末日までに県知事あて報告書（様式2）を提出しなければならない。

2 県知事は、事業対象機関からの報告に基づき、物品の状況を把握するため、台帳（様式3）を備え、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（在宅療養難病患者の維持管理）

第8条 この事業により物品の貸与を受けた在宅療養難病患者は、その効率的かつ安全な使用に努めなければならない。

（留意事項）

第9条 本事業に携わる者は、事業の実施上知り得た患者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき厳正に取り扱うものとする。

（その他）

第10条 本実施要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月18日から適用する。

この要綱は、平成27年11月10日から適用する。